釧路地域林業・木材産業担い手確保推進協議会　規約

（名称）

第１条　本協議会は、「釧路地域林業・木材産業担い手確保推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、釧路地域（釧路総合振興局管内）における林業・木材産業担い手をめぐる現状や課題に関する認識を共有し、課題解決に向け、各構成員が一体となって担い手の育成・確保に係る取組を推進することを目的とする。

（協議事項）

第３条　協議会は、以下の内容を協議するほか、必要に応じて協議事項を決定する。

（１）　協議会の運営について

（２）　林業・木材産業担い手の育成・確保に係る現状・課題について

（３）　協議会の取組について

（４）　その他林業・木材産業の担い手に関する事項について

（構成員）

第４条　協議会の構成員は別表のとおりとする。

２　構成員の追加等については、次条に規定する会長の承認を得て行う。

（役員）

第５条　協議会には会長を置き、構成員の互選により選出された者があたる。会長は、協議会を代表し、運営を統括する。

２　会長が不在の場合は、あらかじめ会長が指名した構成員が、その職務を代行する。

３　協議会に監事２名を置き、構成員の互選により選出された者があたる。監事は、協議会の会計を監査する。

（アドバイザー）

第６条　協議会にはアドバイザーを置き、会長が必要と認める者がその職にあたる。アドバイザーは、協議会の活動を支援し、助言を行う。

（会議）

第７条　協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

２　構成員が会議に出席できない場合は、代理者を会議に出席させることができる。

3　会長が必要と認める場合は、構成員及びアドバイザー以外の者が会議に出席することができる。

（部会）

第８条　会長が必要と認める場合は、協議会に部会を設置することができる。

2　部会は、部会長及び部会委員をもって構成する。

3　部会長及び部会委員は、会長が指名する。

4　部会は、協議会から付託された事項について協議する。

（事務局）

第９条　協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2　事務局の事務処理は、以下の機関が共同して行う。

（1）　北海道釧路総合振興局産業振興部林務課

（2）　釧路市産業振興部農林課釧路森林資源活用円卓会議

（3）　釧路町村会「環境保全型森づくりプロジェクト」チームリーダー

3　事務局長は、釧路総合振興局産業振興部地域産業担当部長をもって充てる。

4　事務局次長は、釧路総合振興局産業振興部林務課主幹をもって充てる。

（財務）

第 10 条　協議会の経費は、負担金、繰越金その他の収入のほか北海道事業予算をもって充てる。

なお、上記負担金、繰越金その他の収入にかかる出納事務については、別に定める協議会会計規程に基づき管理し、北海道事業予算については、北海道財務規則に基づき管理する。

2　協議会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（その他）

第 11 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附則

この規約は、平成 29 年７月 28 日より施行する。

この規約は、令和元年９月 11 日より施行する。

この規約は、令和３年３月 29 日より施行する。

この規約は、令和６年６月 25 日より施行する。